

秋田市指名停止措置要綱の運用方針

第1 第2条第1項関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度の指名停止の措置に係る認定した日又は逮捕もしくは公訴を知った日とする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

第2 第2条第2項関係

指名の取消しは、原則として書面によることとするが、急を要する場合は口頭で通知することができるものとする。

第3 第4条第2項関係

- 1 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- 2 下請負人又は共同企業体等の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体等の指名停止の期間を越えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

第4 第9条第1項関係

「通知する必要があると認める相当な理由」とは、過去1年間指名された実績がない業者に対して指名停止を行う場合又は指名停止期間が1カ月に満たない場合をいう。

第5 第10条関係

「やむを得ない事由」とは、特殊な技術、設備等を必要とし、かつ、緊急を要する工事等で、当該有資格業者以外に施工できる業者がいらないこととする。

第6 別表第1および別表第2関係

- 1 「認定した日」とは、秋田市工事請負業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て市長が指名停止を決定した日をいう。
- 2 各措置要件に対応する運用基準および期間は、次のとおりとする。

○別表第1関係

措置要件	期間	運用基準	期間
(虚偽記載) 1 秋田市の発注する工事等 (以下「市発注工事等」という。)の請負契約に係る	認定した日から 1カ月以上	ア 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。	12カ月

一般競争入札および指名競争入札において、要件付一般競争入札参加申込書、公募型指名競争入札参加申込書、又は特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書、もしくはその他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12カ月以内	イ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。 ウ 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。 エ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。 オ その他の場合	9 カ月 6 カ月 3 カ月 1 カ月以上 6 カ月以内
(過失による粗雑行為) 2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）。	認定した日から 1 カ月以上 6 カ月以内	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。 イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき。 ウ 発注者から文書により修補の指示を受けたとき。 エ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。	6 カ月 3 カ月 2 カ月 1 カ月
3 秋田県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 3 カ月以内	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。 イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき。 ウ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。 ※ 「契約不適合の程度が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法による監督処分がなされた場合とする。	3 カ月 2 カ月 1 カ月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 4 カ月以内	ア 請負者の事由により、契約が解除となったとき。 イ 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかったとき。 ウ 監督・検査業務の執行を妨害したと認められるとき。 エ 施工体制台帳の提出等、必要な報告	4 カ月 3 カ月 3 カ月 2 カ月

		を怠ったとき。	
		オ その他契約書、仕様書等に違反した場合において、その影響が重大と認められるとき（アからエに該当する場合を除く。）。	2 カ月
		カ その他契約書、仕様書等に違反したと認められるとき（前号の場合を除く。）。	1 カ月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)			
5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。	認定した日から 1 カ月以上 9 カ月以内	ア 2 名以上の死亡者又は 4 名以上の重傷者（全治 30 日以上に加療を要する負傷者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合 イ 1 名の死亡者又は 2 名もしくは 3 名の重傷者を生じさせた場合 ウ 重傷者を生じさせた場合 エ 軽傷者（負傷者のうち、重傷者以外の者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合 オ 公衆へ重大な損害（物損の程度が甚大又は社会に及ぼした影響が甚大と認められるとき。以下同じ。）を与えた場合 カ 公衆へ損害を与えた場合 ※ 市発注工事等および一般工事等のいずれの工事等においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする。 (ア) 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等） (イ) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等） ※ 「市発注工事等における事故（第 5 号および第 7 号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められ	9 カ月 6 カ月 3 カ月 1 カ月 3 カ月 1 カ月

		るのは、原則として(ア)の場合とする。 ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。 (ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 (イ) 当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合	
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 4 カ月以内	ア 2 名以上の死亡者又は 4 名以上の重傷者を生じさせた場合 イ 1 名の死亡者又は 2 名もしくは 3 名の重傷者を生じさせた場合 ウ 重傷者を生じさせた場合又は公衆へ重大な損害を与えた場合 ※ 「一般工事等における事故（第 6 号及び第 8 号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑によりされ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。	4 カ月 2 カ月 1 カ月
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)			
7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 6 カ月以内	ア 2 名以上の死亡者又は 4 名以上の重傷者を生じさせた場合 イ 1 名の死亡者又は 2 名もしくは 3 名の重傷者を生じさせた場合 ウ 重傷者を生じさせた場合 エ 軽傷者を生じさせた場合	6 カ月 3 カ月 2 カ月 1 カ月
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 3 カ月以内	ア 2 名以上の死亡者又は 4 名以上の重傷者を生じさせた場合 イ 1 名の死亡者又は 2 名もしくは 3 名の重傷者を生じさせた場合 ウ 負傷者を生じさせた場合	3 カ月 2 カ月 1 カ月

○別表第2 関係

措置要件	期間	運用基準	期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12カ月以上 24カ月以内	ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）の逮捕等 イ 有資格業者の役員もしくはその支店もしくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）又はその使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）の逮捕等 ※(ア) 「代表役員等」とは、個人事業の場合の本人、法人の場合の専務取締役以上の肩書を有する者をいう（以下同じ。）。 (イ) 「一般役員等」とは、「代表役員等」以外の役員のほか、支店長、営業所長等で請負契約の締結権限を有する者をいう（以下同じ。）。 (ウ) 「使用人」とは、(ア)、(イ)以外のすべての者をいう（以下同じ。）。 (エ) 贈賄者の地位は、発覚した時点ではなく、行為の時点で判断する（以下同じ。）。 (オ) 本基準に定める贈賄とは、刑法第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含む（以下同じ。）。	18カ月 16カ月
2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が秋田県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12カ月以上 24カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	16カ月 14カ月
3 有資格業者である個人、	逮捕又は公	ア 代表役員等の逮捕等	14カ月

有資格業者である法人の役員又はその使用人が秋田県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	訴を知った日から 12カ月以上 24カ月以内	イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	12カ月
(独占禁止法違反行為) 4 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定した日から 12カ月以上 24カ月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、 2年以上の行為期間が認められる場合 又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合 ※ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるときは、次のいずれかに該当する場合とする。この場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする（以下同じ。）。 (ア) 公正取引委員会からの排除勧告に対する応諾がなされたとき（応諾を拒否した場合にあっては、審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たとき。）。 (イ) 公正取引委員会から課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないとき（審判手続開始の請求をした場合にあっては、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たとき。）。 (ウ) 公正取引委員会から刑事告発がなされたとき。 (エ) 公正取引委員会から審決が出されたとき。 (オ) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人もしくは個人の代理人、使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	18カ月 16カ月
5 業務に関し、独占禁止法	認定した日		

第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 (1) 秋田県内における違反	から 12カ月以上 24カ月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、 2年以上の行為期間が認められる場合 又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合	16カ月 14カ月
(2) 秋田県外における違反 (競売入札妨害および談合)	12カ月以上 24カ月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、 2年以上の行為期間が認められる場合 又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合	14カ月 12カ月
6 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12カ月以上 24カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	18カ月 16カ月
7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。 (1) 秋田県内における違反	逮捕又は公訴を知った日から 12カ月以上 24カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	16カ月 14カ月
(2) 秋田県外における違反 (建設業法違反行為)	12カ月以上 24カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	14カ月 12カ月
8 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日もしくは認定した日から 4カ月以上 12カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 エ 営業停止処分がなされたとき又は営	12カ月 9カ月 6カ月 5カ月

き、もしくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。		業停止が相当と認められる行為が明らかになったとき。	
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、もしくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日もしくは認定した日から	オ 指示処分がなされたとき又は指示処分が相当と認められる行為が明らかになったとき。	4 カ月
(1) 秋田県内における違反	3 カ月以上 9 カ月以内	ア 代表取締役の逮捕等	9 カ月
		イ 一般役員等の逮捕等	6 カ月
		ウ 使用人の逮捕等	5 カ月
		エ 営業停止処分がなされたとき。	4 カ月
		オ 指示処分がなされたとき。	3 カ月
(2) 秋田県外における違反	1 カ月以上 6 カ月以内	ア 代表取締役の逮捕等	6 カ月
		イ 一般役員等の逮捕等	5 カ月
		ウ 使用人の逮捕等	4 カ月
		エ 営業停止処分がなされたとき（営業停止処分の区域に秋田県を含む場合）。	3 カ月
		オ 営業停止処分がなされたとき（営業停止処分の区域に秋田県を含まない場合）。	2 カ月
		カ 指示処分がなされたとき。	1 カ月
(廃棄物処理法違反)			
10 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法	逮捕又は公訴を知った日から 6 カ月以上 12 カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等	12 カ月
		イ 一般役員等の逮捕等	9 カ月
		ウ 使用人の逮捕等	6 カ月

律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。			
11 工事の施工に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。 (1) 秋田県内における違反 (2) 秋田県外における違反 (暴力的不法行為等)	逮捕又は公訴を知った日から 4 カ月以上 9 カ月以内 2 カ月以上 6 カ月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 ア 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。 (7) 代表役員等 (イ) 一般役員等 (ウ) 使用人 イ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営もしくは運営に関与していると認められる法人・組合等に対して、資金その他の財産上の利益を提供し又は便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。	9 カ月 6 カ月 4 カ月 6 カ月 4 カ月 2 カ月 18カ月 15カ月 12カ月

		(ア) 代表役員等	15カ月
		(イ) 一般役員等	12カ月
		(ウ) 使用人	9 カ月
		ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
		(ア) 代表役員等	12カ月
		(イ) 一般役員等	9 カ月
		(ウ) 使用人	6 カ月
		エ 業務に関し、暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。	
		(ア) 代表役員等	12カ月
		(イ) 一般役員等	9 カ月
		(ウ) 使用人	6 カ月
		※「暴力団」および「暴力的不法行為等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項各号に規定されたものをいう。	
		※「業務に関して暴力的不法行為等を行った」には、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいい、これに関し、暴力、脅迫、傷害等を含む暴力的不法行為等を行った場合も適用する。	
(不正又は不誠実な行為)			
13 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 9 カ月以内	ア 市発注工事に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 市発注工事に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ウ 業務に関し、代表役員等が法令違反	4 カ月以上 9 カ月以内 1 カ月以上 6 カ月以内 2 カ月以上

		の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 エ 業務に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 オ 市発注工事にし、落札決定後に契約を辞退する、低入札価格調査対象からの除外を申し出る等発注者との信頼関係を著しく損なう行為があった場合 カ その他業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※「法令」の代表的なものとしては、次のものをいう。 (ア) 刑法 (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。ただし、第10号及び第11号に掲げる場合を除く。） (ウ) 建築基準法（昭和25年法律第201号） (エ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） (オ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号） (カ) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）	6 カ月以内 1 カ月以上 4 カ月以内 1 カ月 1 カ月以上 9 カ月以内
14 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定した日から 1 カ月以上 9 カ月以内	ア 秋田県内におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合 イ 秋田県内におけるもので、その他の場合 ウ 秋田県外におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合 エ 秋田県外におけるもので、その他の場合	9 カ月 4 カ月 6 カ月 1 カ月
15 秋田市公契約基本条例（平成25年秋田市条例第12号）第7条第2項第3号の規定に従わないとき、又は同項第4号の規定に違反したとき。	認定した日から 1 カ月以上 9 カ月以内	ア 公契約基本条例第7条第2項第3号又は第4号の規定に3回以上違反したとき、又は悪質性が高いと認められるとき。 イ 公契約基本条例第7条第2項第3号又は第4号の規定に再度の違反をしたとき。	6 カ月以上 9 カ月以内 3 カ月

		ウ 公契約基本条例第7条第2項第3号 又は第4号の規定に違反したとき。	1 カ月
--	--	--	------

第7 別表第3 関係

- 1 「認定した日」とは、委員会の審議を経て市長が入札参加資格停止を決定した日をいう。
- 2 第4号において、評定点合計に対応する入札参加資格停止期間は、次のとおりとする。

評定点合計	入札参加資格停止期間
59点以下55点以上	2週間
54点以下50点以上	1 カ月
49点以下45点以上	3 カ月
44点以下	6 カ月

附 則

この運用方針は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成17年10月17日から施行する。

ただし、改正後の規定は平成17年4月1日より適用する。

附 則

この運用方針は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和7年11月10日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和8年4月1日から施行する。